

常東用水利改良区総代及び役員の改選について

常東用水利改良区は、農業用幹線水路の維持管理を行うと共に、水管理について集中制御システム導入により分水の適性と合理化を図り、以って適時適量の配水確保に役員総代が相協力して万全の努力を払っている処であります。

つきましては、現在の総代が令和2年12月18日に、役員は令和3年1月15日に任期が満了いたします。よって下記により改選を行うことになりましたので、御了解の上準備くださるようお願い致します。

記

一) 総代選挙

1. 総代選挙の執行
- 総代選挙は常東用水利改良区総代選挙規定に基づいて執行いたします。
2. 選挙の期日
- 当土地改良区の総代選挙は**11月24日**に行われる予定であります。
3. 総代の選出区分
- 総代の選出区分並に選挙人員は次のとおりとする。
- 立山地区 3名

釜ヶ淵地区 5名

上段地区 (東谷地区を含む) 5名

五百石地区 4名

大森地区 4名

高野地区 4名

下段地区 5名

新川地区 4名

利田地区 4名

舟橋地区 3名

富山市三郷地区 8名

富山市水橋地区 2名

合計 51名
4. 総代は立候補制
- 総代の**選挙**は立候補制で、立候補者は**11月16日・17日**に所定の様式による立候補届を常東用水利改良区に提出しなければならぬ。
5. 立候補者の資格
- 総代の立候補者は組合員であって未成年者で成年被後見人、被補佐人及び禁固以上の刑に処せられた者を除く組合員で、選挙人名簿に記載されている方でないといけない。
6. 選挙人名簿の縦覧
- 当土地改良区総代の選挙人名簿は年齢18才以上で、地区内に農地を所有するか、耕作を営むもので(一世帯1ケの選挙権)作成し、その名簿は11月2日から11月6日迄立山町農業委員会、舟橋村農業委員会、富山市三郷地区センター及び富山市水橋西部地区センターにおいてそれぞれ縦覧に供します。
7. 当選者の確定
- なお、農業者年金受給者は組合員資格が失われています。
- 地区毎に総代の立候補者数が定数を超過した場合、投票により選挙を行います。但し、総代の候補者数が選挙すべき総代の数を超えないときは投票は行わない。

二) 役員選挙

1. 選挙の執行
- 役員選挙は常東用水利改良区役員選挙規定に基づいて執行いたします。
2. 役員選出区分並びに人員

区分	選出人員	選挙区分
理事	13名	次の選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから総代会において総代が選挙する。 立山地区1名、釜ヶ淵地区1名、上段地区 (東谷地区を含む) 1名、五百石地区1名 大森地区1名、高野地区1名、下段地区1名、新川地区1名、利田地区1名、舟橋地区1名 富山市三郷地区2名、富山市水橋地区1名
監事	4	総代会に於いて総代が選挙する。 申し合わせによれば今回は、立山・高野・舟橋・(三郷・水橋)の地区よりそれぞれ1名を選出する。

3. 立候補の届出
- ・組合員でなければ役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

・**役員に立候補**しようとする者は、**12月9日から12月14日**までに所定の様式による立候補届を常東用水利改良区に提出しなければならぬ。

・役員の候補者を推薦するには、組合員3名以上が本人の承諾を得て前項の期限内にその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
4. 選挙の日
- 今回の選挙は**12月21日**に予定している常東用水利改良区の総代会において総代が行う。但し、役員の立候補者の数が各々の区分により選挙しようとする定数を超えないときは投票を行わない。